

# 第4次釜石市障がい者福祉計画 ～ボーダーレスかまいしプラン～（案）の概要

## 第1章 計画の基本的な考え方

### ■計画策定の趣旨と背景

「障害者基本法」に基づき、障がいのある人の福祉施策を総合的かつ計画的に推進するため、これまで第1次から第3次までの障がい者福祉計画を策定し、すべての市民が互いに人格と個性を尊重しあいながら安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指して、障がい者施策に取り組んできました。

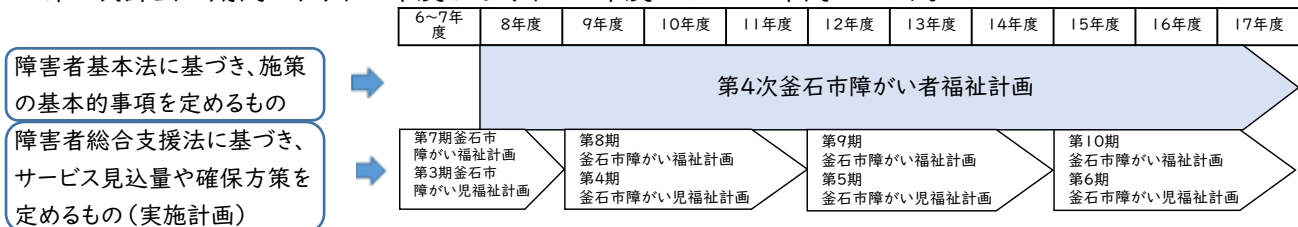
現行の第3次釜石市障がい者福祉計画～ぬくもりふれあいプラン3～の計画期間が令和7年度で終了することから、この間の障がい者施策の大きな転換を踏まえ、第4次釜石市障がい者福祉計画を策定し、障がいのある人やその家族のニーズを的確に捉え、さらなる障がい者福祉施策の充実を図るものです。

### ■計画の位置付け・他計画との関係

- ・障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」
- ・「第六次釜石市総合計画」の個別部門計画として、障がい者福祉領域の具体的な施策を推進するもの

### ■計画の期間

第4次計画の期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。



### ■計画の対象

- ・各種の障害者手帳を持つ人
- ・難病患者
- ・合理的な配慮を必要とする人

### ■第3次計画における基本目標の推進状況

#### ○「地域で安心して生活できる支援体制づくり」について

- ・相談支援事業を実施し、各種の相談やサービス調整を行った。
- ・基幹相談支援センターを設置し、地域の相談体制を支える中心的な拠点を整備した。
- ・地域生活支援拠点等を面的整備型により整備し、地域での安心、安全な生活を支援した。
- ・釜石・遠野地域成年後見センターを設置し、権利擁護体制を強化した。
- ・グループホーム、生活介護事業所が増設され、生活を支援するサービスが充実した。
- ・自立支援協議会において、協議や関係機関のネットワーク強化に努めてきた。

#### ○「自立し、生きがいを持って生活できる環境づくり」について

- ・自立支援協議会において、子ども支援、就労支援、地域づくり、サービス構築についての部会を設置し、それぞれの課題についての協議や連携を進めてきた。
- ・乳幼児期から青年期までの障がいのある子どもに切れ目ない支援を行うためのサポートファイルの作成や、高齢障がい者のスムーズな介護保険サービスへの移行など、一貫した支援体制が整えられてきた。
- ・医療的ケア児等の未来を考える会を設置し、保健、医療、福祉、教育等の関係者と当事者家族により、課題や対策について、検討を行ってきた。
- ・就労支援ネットワークの強化、取組みにより、障がい者の一般就労の機会が少しずつ増えてきた。

#### ○「ともに支え合って生活できる社会づくり」について

- ・障がいのある人の社会参加を阻害する要因の一つとして、障がいやその特性に対する理解不足があることから、広報かまいしに「ふくしトピック」を定期的に掲載し、障がい理解の啓発活動に取り組んできた。
- ・市が発送する封筒に切り欠きと音声コードを装着し、障がい特性に応じた情報のバリアフリー化に取り組んだ。
- ・釜石市手話言語条例を制定し、手話言語の理解促進に取り組んだ。
- ・避難行動要支援者個別避難計画の策定を進めた。

## 第2章 障がい者の状況

### ■手帳所持者の状況

身体障がい者数は、人口減に比例して減少している。

知的障がい者、精神障がい者は、国の傾向と同様に微増傾向にある。

### ■難病患者

376疾病に対象が拡大されている。

## 第3章 施策の方向／第4章 障がい者福祉の基本計画

### ■基本理念

計画策定の趣旨と背景を踏まえ、障がいがあるからといって排除するのではなく、違いを前提として受け入れ、障がいがあっても誰もが自分らしく参加できる共生社会の実現を目指し、第4次計画の基本理念は、次のとおりとします。

一人ひとりに“居場所”と“役割”があり、すべての人を包み込む  
多様性が尊重されるまちづくり

### ■基本目標及び取り組みの基本方針、施策の体系／基本計画

基本理念を実現するため、次の3つの基本目標及び取り組みの基本方針を設定します。

#### 目標Ⅰ 障がい者の権利を守り、ともに生きる地域づくり

##### 基本方針Ⅰ 相談支援・権利擁護体制の充実

###### 施策展開(1) 権利擁護、虐待の防止

- ①権利擁護に関する相談支援体制の充実
- ②虐待の防止

###### 施策展開(2) 障がいを理由とする差別の解消の推進

- ①障がい者に対する不利益な取扱いの解消
- ②合理的配慮の推進

###### 施策展開(3) 適切な制度利用と意思決定支援

- ①成年後見制度の適切な利用
- ②本人の思いを大切に意思決定支援の推進

##### 基本方針Ⅱ 相互理解の促進と社会参加活動の支援

###### 施策展開(1) 多様性を尊重する共生社会に向けた意識啓発の推進

- ①障がいや障がいがある人に対する理解の促進
- ②障がいのある人と市民の交流の場づくり

###### 施策展開(2) コミュニケーション支援の充実

- ①情報アクセシビリティの向上
- ②意思疎通支援者の派遣体制の整備と人材の養成
- ③手話言語施策の推進

###### 施策展開(3) 社会参加活動の支援

- ①生涯学習等への参加の推進

###### 施策展開(4) 当事者活動の充実

- ①障がいがある人自身による主体的な活動への支援
- ②学校での交流や体験学習の推進
- ③ボランティア活動の促進とボランティアの育成

#### 目標Ⅱ 安心して暮らし続けることのできる環境づくり

##### 基本方針Ⅰ 住まいの確保と地域生活支援

###### 施策展開(1) 住まいの選択肢の確保と地域移行の支援

- ①グループホームの整備の推進と移行支援への活用

###### 施策展開(2) 地域生活支援拠点等の整備と機能強化

- ①緊急時の受入れ・支援体制の構築
- ②体験利用や短期入所との接続

###### 施策展開(3) 在宅生活を支援するサービスの充実

- ①在宅生活の支援
- ②家族介護者等への支援

###### 施策展開(4)ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- ①ユニバーサルデザインの普及・啓発の推進
- ②情報のユニバーサルデザイン化の推進

## 基本方針2 防災、防犯体制の強化

### 施策展開(1) 安心して暮らすことのできる防災対策

- ①防災に関する意識づくりの推進
- ②災害時の支援体制づくりの推進
- ③障がい者に配慮した避難所の確保と避難所での生活支援の推進
- ④防災情報のアクセシビリティ確保

### 施策展開(2) 防犯対策の支援

- ①防犯対策の充実
- ②消費者被害防止に向けた見守りと支援の推進

## **目標Ⅲ ライフステージに応じた切れ目ない支援体制づくり**

### 基本方針1 ライフステージに応じた支援体制

#### 施策展開(1) 乳幼児期における発達支援の基盤づくり

- ①早期発見・早期支援体制の充実
- ②児童発達支援の充実
- ③保育所等訪問支援の活用
- ④保護者・家族への相談支援
- ⑤就園・就学を見据えた移行支援
- ⑥医療的ケア児への早期支援体制

#### 施策展開(2) 学齢期における学校、家庭、地域をつなぐ支援

- ①学校・家庭・福祉・医療の連携体制の構築
- ②特別支援教育と福祉サービスの連携強化
- ③放課後・休日の居場所づくり
- ④保護者・家族への相談支援

#### 施策展開(3) 成人期における地域生活、就労、日常生活の支援

- ①就労支援ネットワークの強化と総合的な相談支援とコーディネートの充実
- ②企業等における障がい者雇用の推進
- ③行政機関での障がい者雇用の推進
- ④就労に向けた訓練・実習等の充実
- ⑤福祉的就労の充実

#### 施策展開(4) 高齢期における介護保険制度との連携、移行

- ①障がい者の高齢化への対応
- ②介護保険制度への円滑な移行と安心できる支援の継続
- ③相談支援専門員とケアマネジャーの連携による切れ目ない支援

### 基本方針2 切れ目ない支援を支える基盤づくり

#### 施策展開(1) 切れ目のない相談支援体制の充実

- ①相談支援体制の充実
- ②ケアマネジメントの充実
- ③障がい福祉コーディネーターの設置と役割の強化
- ④ひきこもり等への支援

#### 施策展開(2) 関係機関との連携

- ①地域障がい者自立支援協議会の役割強化
- ②関係機関との連携の推進
- ③将来を見据えたサービス提供基盤の整備検討

#### 施策展開(3) 支援をつなぐ人材の育成と定着支援

- ①人材確保・育成の推進

## **第5章 計画推進に向けた関係機関等との連携**

### **1. 計画の推進体制**

- (1) 庁内における計画の推進
- (2) 地域における各種団体、民間企業との連携
- (3) 県及び大槌町との連携

### **2. 計画の点検・評価と見直し**

障がい福祉計画に定める成果目標及び見込量の達成状況の点検・評価と併せ、自立支援協議会等において計画の進捗状況の点検及び評価を行い、計画の着実な進展を目指します。